浜松市上下水道部公告第１０４号

浜松市上下水道部の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び浜松市上下水道部契約規程（昭和４１年浜松市公営企業局管理規程第１７号）が準用する浜松市契約規則（昭和３９年浜松市規則第３１号）第４条の規定に基づき公告する。

令和７年４月１１日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者　　奥家　章夫

記

１　一般競争入札に付する事項

（１）件　　名　イオンクロマトグラフ分析装置の購入について
（課名　浄水課　契約番号　2025000869）

（２）購入数量　１式

（３）納入期限　令和７年１２月２６日まで

（４）納入場所　仕様書のとおり

（５）調達物品の特性　仕様書のとおり

２ 入札及び契約担当課

〒４３０－０９０６　浜松市中央区住吉五丁目１３番１号
浜松市上下水道部上下水道総務課調達・会計グループ
電　話：０５３－４７４－７０１４
ＦＡＸ：０５３－４７４－０２４７
E-mail：suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp

３　一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たす者

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成２０年１０月１日浜松市告示第３９０号）の規定により、令和７・８年度の競争入札参加資格（物品　業種分類：2032 環境保全機器類又は 2033 試験検査計測（量）機器類）の認定を受けている者であること。

（３）浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。

（４）浜松市上下水道部物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号

に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

（７）前各号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認める資格を有していること。

４　一般競争入札参加資格の確認

（１）この入札の参加希望者は、物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）（以下「確認申請書」という。）を別記の１により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は確認申請書の提出期限日とし、確認の結果は別記の２により文書で通知する。

（２）参加資格がないと認められた者は、浜松市上下水道部に対し別記の３によりその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日から２日以内に文書で行う。

（３）参加資格がないと認められた者及び別記の１の提出期限までに確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

５　契約書案、入札心得及び仕様書等について

（１）契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、別記の４により閲覧及び提供をする。

（２）仕様書等に対する質問書は、別記の５により提出すること。

（３）（２）の質問に対する回答は、別記の６により入札執行日の前３日間浜松市上下水道部上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札に参加するすべての者に質問に対する回答書を提供する。

６　説明会の日時及び場所等

説明会は、行わない。

７　一般競争入札執行の日時及び場所等

一般競争入札は、別記の７により執行する。

８　入札方法等

（１）本案件は、イオンクロマトグラフ分析装置の調達契約を行うものである。入札書には、１式あたりの単価（税抜き）を記載すること。

（２）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

（３）１回目の入札で落札者がいない場合には２回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、２回目の入札に参加できない。

（４）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事

業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った金額の１１０分の１００に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

９　入札保証金

この一般競争入札は、入札保証金を免除する。

１０　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

（１）この入札に参加資格がないと認められた者及び確認申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札

（２）仕様書等に示した条件等一般競争入札に関する条件に違反した入札

（３）一般競争入札参加資格があることを確認され、その後入札執行時点において３に掲げる参加資格を失った者の行った入札

（４）入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア　人的関係

(ｱ) 一方の会社の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。）又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

(ｲ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ　その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

１１　期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第７６号）第１条第１項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

12　開庁時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

【　別　記　】

１　一般競争入札参加資格確認申請書

（１）提出方法　　持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

※ FAX 又は電子メールで確認申請書を提出した場合は上記入札及び契約担当課まで電話連絡すること。

（２）受付期間　　令和７年４月１４日（月）から　令和７年４月２３日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）
（持参の場合は、１２項に記載する開庁時間内に持参すること。）

（３）提 出 先　　浜松市上下水道部　上下水道総務課　053-474-7014

（４）様　　式　　管理者が定める様式とする。

（５）そ の 他

ア　入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①上下水道総務課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ　入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は別記の７に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

２　一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

（１）通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア　上下水道総務課で受け取り

イ　郵送　　（※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ　電子メール　（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入札参加資格確認申請書に記載すること。）

（２）確認結果の通知日

ア 上下水道総務課で受け取りの場合

令和７年５月７日（水）午後１時から令和７年５月１２日（月）までの間に、上下水道総務課で受け取ること。（１２項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和７年５月７日（水）に発送又は発信する。

３ 入札参加資格がないと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

（１） 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

（２） 要求期限

令和７年５月９日（金）午後５時１５分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、１２項に記載する開庁時間内に持参すること。）

（３） 提出先

浜松市上下水道部　上下水道総務課

（４） 様式

任意の様式を用いること。

（５） 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から２日以内に文書で行う。

４ 仕様書等の閲覧及び提供

（１）本市ホームページに掲載

（２） 提供期間

令和７年４月１１日（金）から令和７年５月１３日（火）まで

５ 仕様書等に対する質問

（１） 質問方法

質疑応答書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、ＦＡＸ又は電子メールで提出すること。

（２） 質問期限

令和７年４月２３日（水）午後５時１５分まで（提出先に必着）

（持参の場合は、１２項に記載する開庁時間内に持参すること。）

（３） 提出先

浜松市上下水道部　上下水道総務課

（４） 様式

本市が指定する様式を用いること。

（５） 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和７年５月７日（水）から上下水道総務課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

６ 入札執行日時等

（１）日　　時　　令和７年５月１４日（水）午前１０時１０分

（２）場　　所　　浜松市上下水道部　住吉庁舎　第３会議室

７　入札書の提出方法

（１）　提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア　入札執行日時に入札場所へ持参

イ　受領期間内に上下水道総務課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ　受領期限までに上下水道総務課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

（２）　事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア　受領期間　令和７年５月７日（水）から令和７年５月１３日（火）まで

（１２項に記載する開庁時間内に限る。）

イ　提出先　　浜松市上下水道部　上下水道総務課

ウ　その他　　別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

（３）　郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア　受領期限　令和７年５月１３日（火）午後５時１５分まで（送付先に必着）

いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ　送付先　　浜松市上下水道部　上下水道総務課（２項に記載のとおり。）

ウ　その他　　別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、提出すること。

（４）　提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、上下水道総務課へ連絡すること。

仕様書

1　物 品 名　　イオンクロマトグラフ分析装置

2　納入期限　　令和 7 年 12 月 26 日

3　納入場所　　浜松市中央区大原町 50 番地　大原浄水場　クリーンルーム

4　品名規格　　サーモフィッシャーサイエンティフィック社製
Dionex Inuvion を主要装置とするイオンクロマトグラフ　1 式
※同等品不可
・Dionex Inuvion 陰イオンシステム　1 式
・Dionex Inuvion 陽イオンシステム　1 式
・Dionex Inuvion シアンシステム　　1 式

5　条件及び注意事項

（1）装置の構成等　装置の構成は次のアからイまでを満たすものとすること。

ア　水質基準に関する省令の規程に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下、告示法という。）別表第 12、13、20 及び水質管理目標設定項目の検査方法（平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号別添 4。以下、通知法という。）目標 10 第１イオンクロマトグラフ法に準拠した方法で試料の測定ができること。

イ　すべての装置の電源電圧は AC 単相 100V であること。

（2）付属品等　　それぞれの装置には、次に掲げる部品等を付属させること。

ア　陰イオンシステム Inuvion RFIC システム（デガス付き）
（ア）カラムヒーター
（イ）陰イオンカラム IonPac AS30,4×250 303159
（ウ）ガードカラム AG30,4×50 303160
（エ）溶離液ジェネレータ EGC-500-KOH カートリッジ
（オ）自動再生陰イオントラップカラム CR-ATC-600 088662
（カ）陰イオンサプレッサ ADRS600 4mm 088666
（キ）オートサンプラー AS-AP（冷却機能なし）
（ク）制御端末（制御ソフト含む）デスクトップワークステーション Chromeleon
（ケ）表計算ソフト（制御端末へインストールすること）
（コ）測定結果のバックアップ用の情報媒体

イ　陽イオンシステム Inuvion RFIC システム（デガス付き）

（ア）カラムヒーター

（イ）陽イオンカラム IonPac CS16 079805

（ウ）ガードカラム CG16 057574

（エ）陽イオン用溶離液ジェネレータ EGC-500-MSA カートリッジ 075779

（オ）自動再生陽イオントラップカラム CR-CTC-600 088663

（カ）陽イオンサプレッサ CDRS600 4mm 088668

（キ）制御ソフトアップグレード（制御端末を除く） Chromeleon

（ク）ＥＧシステム用超純水製造装置 ICW-3000(2 チャンネル),2L タンク（陰イオンシステムと兼用）

（ケ） 陰イオンシステム及び陽イオンシステムを載せるための実験台（横 3000mm×奥行 750mm×高さ 800mm）

ウ　シアンシステム Inuvion IC システム（デガス付き）

（ア）ポストカラムポンプリアクターユニット PRU-530 81140791

（イ）ポストカラムリージェントクーラーユニット PCU-530　81140687

（ウ）反応コイルユニット 10m,PCM-530 用 81140688

（エ）反応コイルユニット 2m,PCM-530 用 81140689

（オ）シアン分析カラム IonPac ICE-AS-1-FAST, 9×150 302622

（カ）シールウォッシュキット 22185-62701

（キ）2Ｌボトル液体レベルセンサー 22185-62707

（ク）オートサンプラー AS-AP（冷却機能あり）

（ケ）制御端末（制御ソフト含む）デスクトップワークステーション Chromeleon

（コ）表計算ソフト（制御端末にインストールすること）

（サ）A4 モノクロレーザープリンター（両面印刷できるもの。参考機種：Canon LBP224）

（シ）測定結果のバックアップ用の情報媒体

（３）据付、調整及び保守

ア　装置の搬入、据付、調整及び製造業者が規定する動作確認、性能確認を行うこと。また、その内容を文書に記録すること。

イ　据付、調整後、告示法別表第 12、13、20 に準じた測定を行い、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン（平成 24 年 9 月 6 日付け健水発 0906 第 1 号別添）に基づく検量線の評価、添加試料の評価の結果について次の（ア）の目標を満たし、（イ）について報告すること。ただし、各項目の添加濃度はそれぞれ別表の最低濃度とする。なお、試料等の調製は発注者が行い、装置による測定は受注者が行うものとする。

（ア）低濃度から高濃度の順に標準試料を繰返し 3 回測定し、各濃度点の平均値が、90%

から 110％であること。また、直線回帰による相関係数が 0.99 以上であること。ただし、$N\text{-}NH_4^+$については、曲線回帰によってもよい。なお、原則として各濃度点の重み付けは行わないこと。

（イ）精製水及び水道水について、それぞれ５個の添加試料を測定し、得られた測定結果の真度及び併行精度を報告すること。

ウ　告示法別表第 12、13、20 及び通知法目標 10 第１イオンクロマトグラフ法に準じた測定を行うための条件設定を行うこと。

エ　装置に転倒・崩落を防止する措置を講じること。

オ　据付、調整後、職員に対して操作及び保守に関する説明とトレーニングを実施すること。また、必要な資料を 5 部用意すること。

カ　装置の搬入等に際して、施設の設備等に損害を与えた場合は、受注者の責任において原状に復すること。

キ　梱包材等の不要物はすべて持ち帰ること。

ク　装置及びその付属品はすべて新品であること。

ケ　据付及び調整作業にあたり重大な装置の欠陥等による故障が発生した場合、新品と交換すること。

コ　据付にあたり、現行の陰イオンシステムで利用しているオートサンプラーAS-AP を陽イオンシステムに接続すること。

サ　既存のオートサンプラーについては令和 8 年 3 月 31 日までの間、既存の陰イオンシステム（Integrion RFIC システム）及びシアンシステム（Integrion IC システム）については納品完了までの間、それぞれ故障、不具合が生じたときは、速やかに事象の確認を行い、必要な修理等を行うこと。ただし、部品の調達に期間を要する場合等の事情により速やかに修理等が行えない場合は、応急措置を講じる又は委託者が自ら講じることのできる改善措置策を提示すること。なお、修理等に必要な部品の費用は受注者の負担とする。

（４）その他

この仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度浄水課と協議し、その指示に従うこと。

別表

陰イオン	STD-1	STD-2	STD-3	STD-4	STD-5	STD-6	STD-7	STD-8
$N\text{-}NO_2^-$	0.004	0.006	0.02	0.04	-	-	-	-
$N\text{-}NO_3^-$（低濃度）	-	0.06	0.2	0.4	1	-	-	-
F^-	-	0.06	0.2	0.4	1	-	-	-
ClO_3^-	-	0.06	0.2	0.4	1	-	-	-
ClO_2^-	-	0.06	0.2	0.4	1	-	-	-
$N\text{-}NO_3^-$（高濃度）	-	-	-	-	1	2	4	10
Cl^-	-	-	-	-	2	4	8	20

シアン	STD-1	STD-2	STD-3	STD-4
CN	0.0005	0.001	0.002	0.005
CNCl	0.0005	0.001	0.002	0.005

陽イオン	STD-1	STD-2	STD-3	STD-4	STD-5	STD-6
Na^+	1	2	5	10	20	50
Mg^{2+}	1	2	5	10	20	50
Ca^{2+}	1	2	5	10	20	50
$N\text{-}NH_4^+$	-	0.02	0.05	0.1	0.2	-